

厚生労働大臣が定める掲示事項

○入院基本料

入院診療計画、院内感染防止対策、医療安全管理体制、褥瘡対策、栄養管理体制、身体的拘束最小化の取り組みについては、厚生労働大臣が定める施設基準を満たしています。

○当院の看護要員の配置

看護師・准看護師を併せて7名以上配置しており、そのうち看護師は3名以上で、夜間の看護職員は2名以上です。また、看護補助者は2名以上配置しています。

○職員以外の者による看護

入院中の看護は看護職員がいたしますので、患者さん負担による付添い看護は必要ありません。患者さんの病状に応じてご家族の希望や医師が必要と認めた場合はご相談いたします。

○個別の診療報酬の算定項目がわかる明細書の交付

当院は、領収書の発行の際に、個別の診療報酬の算定項目がわかる明細書を無料で発行しており、医療費の自己負担のない患者さんにも発行します。

明細書には、使用した薬剤の名称や検査の名称等が記載されますので、発行を希望されない方は、会計にその旨をお申し出ください。

○医療情報の取得・活用

当院は、オンライン資格確認システムにより、質の高い診療を行うために情報を取得し、それを活用して診療を行うことがあります。また、継続して通院中の患者様からも受診歴、薬剤情報、特定健診情報など必要な情報をお聞きすることがありますので、ご了承ください。

○1回に28日以上の方

医師の判断で病状により28日以上の方や、リフィル処方箋（繰り返し使える処方箋）を発行することがあります。

○後発医薬品の使用推進

後発医薬品の使用を推進しており、医薬品の供給状況を踏まえて処方せんには医薬品の商品名ではなく一般名（成分名）で記載することがあります。

また、長期収載品について医師が医療上の必要性があると認められない場合は、患者さんの希望を踏まえて処方した薬剤料の一部は選定療養費となります。

○地域のかかりつけ医としての役割

- ・健康診断の結果や予防接種に関する相談等に応じます。
- ・他の医療機関の受診状況や、処方内容を把握して医学的管理を行います。
- ・必要に応じて、医師が専門医療機関を紹介します。
- ・保健、介護、障害福祉サービスに関する相談に応じ、ケアマネージャーからの相談に対応することが可能です。
- ・休日、夜間等の問い合わせに対応します。

○食事に関する事項

当院は、厚生労働大臣が定める入院時食事療養（Ⅰ）の基準を満たしており、管理栄養士によって管理されたお食事を適時適温で提供しています。治療食が必要な患者さんには、医師が食事せんにより特別食を提供し、夕食については 18 時以降に配膳しています。

（1 食あたりの負担額）

区 分		1 食あたり
一 般 の 方	下記以外の方	550 円
住民税非課税世帯の方	過去 1 年間の入院期間が 90 日以内	270 円
	過去 1 年間の入院期間が 90 日を超える	220 円
	上記のうち、所得が一定基準に満たない方	130 円
指 定 難 病 の 方	上記に該当しない指定難病の方	330 円

※住民税非課税世帯の方は、減額認定証をご提示ください。

○院内感染防止対策に関する取り組み

- ・院内に感染防止対策に係る部門を設置し、専任の職員による感染防止のための対策を実施しています。
- ・全職員を対象として、年 2 回以上感染防止に係る研修を行っています。
- ・地域の基幹病院より指導を受けながら、感染防止対策の質を向上します。
- ・発熱等の症状がある患者さんに対しては、動線を分けて診療することにより、院内感染を防止しています。
- ・細菌感染症に対して、抗菌薬を適切に使用するよう努めています。

電子的診療情報連携体制整備加算に係るお知らせ

当院では、2026年6月の診療報酬改定に伴い以下の通り対応しています。

1. オンラインによる診療報酬の請求を行っています。
2. 算定した医療費の項目名称、点数、金額を記載した詳細な明細書を無償で交付しています。
2. オンラインによる資格確認を行う体制を有しており、マイナンバーカードの保険証利用ができます。
3. オンライン資格確認システムにより取得した医療情報を、診察室で閲覧、または活用して診療できる体制を有しています。
4. 電子処方箋を発行しています。
5. マイナンバーカードの保険証利用推進など、医療DXを通じて質の高い医療を提供できるよう取り組んでいます。
6. 取得した医療情報等に基づき、患者様からの健康管理に係る相談に応じています。
7. 当院は、倉敷中央病院（倉敷市美和 1-1-1）の地域医療連携ネットワークに登録しており、検査結果や画像データなどを電子的に閲覧して診療に活用できます。

当院が届け出ている施設基準（又は施設基準を満たすもの）

- 情報通信機器を用いた診療（初診においては向精神薬の処方はいたしません）
- 外来・在宅ベースアップ評価料Ⅰ（注5） ○入院ベースアップ評価料55
- 明細書発行体制加算 ○電子的診療情報連携体制整備加算Ⅰ
- 機能強化加算 ○外来感染対策向上加算
- 時間外対応体制加算Ⅰ ・連携強化加算、発熱患者等対応加算
- 地域包括診療加算2 ・サーベイランス強化加算
- 入退院支援加算2 ○こころの連携指導料Ⅰ
- ・入院時支援加算 ○電子的診療情報評価料
- 有床診療所入院基本料Ⅰ（通則第Ⅱ号を満たし継続的に賃金改善を行っています）
 当診療所には、看護職員が7名以上勤務しています。
 - ・医師配置加算Ⅰ・看護補助配置加算Ⅰ・看護配置加算Ⅰ
 - ・夜間看護配置加算Ⅰ・介護障害連携加算Ⅰ・夜間緊急体制確保加算
 - ・在宅復帰機能強化加算・看取り加算
 - ・有床診療所急性期患者支援病床初期加算
 - ・有床診療所在宅患者支援病床初期加算
- 小児運動器疾患指導管理料 ○二次性骨折予防継続管理料3
- 心不全再入院予防継続管理料
- 在宅療養支援診療所（「第9」のⅠの（3）） ○がん治療連携指導料
- 地域連携診療計画加算 ○在宅時医学総合管理料及び施設入居時等医学総合管理料
- 在宅がん医療総合診療料 ○CT撮影及びMRI撮影
- 運動器リハビリテーション料Ⅰ ○脳血管疾患等リハビリテーション料Ⅲ
 - ・初期加算 ・初期加算
 - ・急性期リハビリテーション加算 ・急性期リハビリテーション加算
- 外来リハビリテーション診療料 ○入院時食事療養（Ⅰ）・食堂加算

当院の情報は、岡山県のホームページにある「医療情報ネット／ナビイ」を利用して検索することができます。スマートフォンで以下のQRコードを読み込むと、アクセスできます。

